

被保険者の皆様へ

介護保険負担限度額認定申請書に添付していただく書類について

介護保険制度により、以下の添付書類の提出が必要となりますので、申請書と一緒に必ずご提出ください。

1. 同意書

介護保険負担限度額認定のために必要に応じて関係機関に資産等照会を行うことに対する同意書です。記載日及び被保険者とその配偶者の署名が必要です。

※ R3.8月から区分決定の資産要件の算定が改正されましたので、ご注意ください。

2. 被保険者様の預貯金等の金額を確認するための、預金通帳等の写し。

開設している口座すべての分が必要です。なお、配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者分の預金通帳等の写しも必要です。

※ H28.8月から区分決定にあたり非課税年金(遺族年金・障害年金)を収入として算定することに改正されましたので、ご注意ください。

預貯金等に含まれるもの	提出していただく書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(銀行名・支店・口座名義) 直近3ヶ月の残高の状況が分かる ように、記帳してください。
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積み立て購入含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告

(注) 吉野川市は銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大で2倍の加算金(負担軽減と併せ最大3倍の額)の納付を求めることがあります。

(問い合わせ先) 吉野川市長寿いきがい課 介護保険係 電話:0883-22-2264